

主催：埼玉総合法律事務所

志葉玲さんに聞く
『戦場の実態から憲法9条・
平和的生存権の意義を考える』
～知ることから始めよう～

中国脅威論などを根拠に、安倍・自公政権は、昨年9月、参議院で戦争法案を強行採決し、憲法9条に違反する戦争法案を成立させました。戦争法制は、自衛隊員が海外で殺し、殺されるリスクを高めるものです。それだけでなく、武器輸出禁止3原則を骨抜きにする防衛装備移転3原則によって、日本の軍産企業が製造した武器などによって海外の無辜の市民が殺されるリスクも高めます。私たちの血税が、海外の無辜の市民を殺すために使われることは断じて許せません。私たちは、人間の命を軽んずる戦争法制ではなく、憲法9条を守り、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利が保障される世界を実現したいと強く願います。埼玉総合法律事務所は、みなさんと一緒に戦場の実態を学び、戦争法制廃止の運動を強化していきたいと考え、今回の講演会を企画しました。

講師：志葉 玲氏(しばれい・フリージャーナリスト)

【プロフィール】

1975年東京生まれ。大学卒業後、番組制作会社を経て、2002年春から環境(原発問題含む)、平和、人権をテーマにフリーランスジャーナリストとしての活動を開始する。雑誌・新聞に寄稿し、現地で撮影した写真・映像をテレビ局や通信局に提供する他、コメンテーターとして各メディアで発言、全国各地で講演を行っている。

2010年11月より、イラク戦争の検証を求めるネットワーク事務局長。



講演 詳細

2016年2月18日(木)

さいたま共済会館501・502

18:30開会(18:00開場)

講演:60分、質疑応答30分

どなたでもご参加いただけます。

参加費
無料

問合先 330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル4階
埼玉総合法律事務所(長沢・松田・山本)

問い合わせはこちらまで 電話048-862-0355

[□□□□□□□□□□□□\(PDF\)](#)